

# 重度訪問介護の訪問先の拡大について

## 現行の訪問先



## 改正後の訪問先



# 入院中の重度訪問介護の利用について

- ・平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所(以下「病院等」という。)においても重度訪問介護を利用できることとなる。
- ・重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。
- ・重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要がある。